

# 年末の火事・事故・犯罪にご注意

年末は、空気が乾燥して風も強くなるため火災の危険性が高まるほか、交通事故やひったくりなどの犯罪も発生しやすい時期です。市民の皆さんが安心して年末を過ごせるよう、次の取り組みを行います。

## 火事

12月24～31日  
**歳末火災予防運動**  
 年末は消防局によるパトロールを強化して、火災の警戒に努めます。  
 火災はいくど起こるかわかりません。  
 外出先では、次の点に注意してください。

## 事故

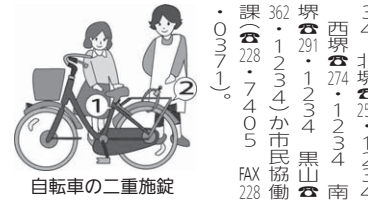
年末の交通事故防止運動  
 身につける 夜道のお守り 反射材  
 12月は日没時間が早まり、夕暮れ時や夜間には高齢歩行者の交通事故が多発しています。外出時は反射材や明るい色の衣服を着用するよう心掛けましょう。

## 犯罪

12月1～31日  
**歳末警戒**  
 自転車盗や空き巣などの犯罪の被害は、日ごろからわずかな時間でも必ず鍵を掛けるなどの心掛けて防ぐことができます。自分だけは大丈夫と思わず、歳末に向けてしっかりと防犯対策に取り組みましょう。  
 期間中、警察署などと連携して街頭キャンペーンを



- 建物に入ったら確認しよう
- ✓避難口と避難階段の位置・状況を確認する。
  - ✓避難器具の場所など、出入口以外の逃げ道を確認する。
- 万が一火事に遭ったら次の行動を！
- ✓「火事だ」と大きな声で知らせる。
  - ✓煙を吸わないようハンカチやタオルで鼻と口をしっかり覆い、姿勢を低くして避難する。



実施するなど、市民の皆さんが犯罪の被害に遭わないよう呼び掛けます。

● 005 FAX 228・8161

● 005 FAX 228・8161

大丈夫？ 昨日のお酒も気を付けて  
 年末は飲酒の機会が増え、交通量も増加するなど交通事故が多発する傾向があります。「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」を徹底するなど、市民の皆さんが犯罪の被害に遭わないよう呼び掛けます。

自主防犯パトロール活動を支援  
 地域のボランティアによる防犯活動を支援するため、定期的にパトロールを行う団体に対し、パトロール用品などを支給しています。

● 005 FAX 228・8161

# 冬は感染症にご注意 インフルエンザなどを予防しよう

空気が乾燥し、気温が低くなる冬は、感染症の流行がピークを迎える季節です。感染症を予防し、症状が出た場合は事前に医療機関に連絡のうえ、できるだけ早めに受診しましょう。急病診療については4・10ページ参照。

## インフルエンザを 予防しましょう

秋から冬にかけては、インフルエンザの流行期です。

インフルエンザの主な症状は突然の高熱や頭痛、関節痛、筋肉痛などで、喉の痛み、せき、鼻水なども発症することがあります。特に高齢の方は発症しやすいので注意してください。

予防のために栄養と休息を十分取り、手洗いやうがい、室内の加湿を行い、せきやくしゃみなど症状のある方はマスクの着用など「せきエチケット」を心掛けてみましょう。

65歳以上の方などに予防接種

1月31日まで、市内の契約医療機関でインフルエンザの予防接種を行っています。1人1回に限り自己負担金1500円で接種できます。市に住民登録があり、次のいずれかに該当する方が対象。

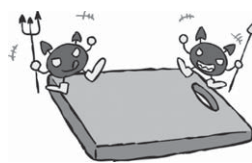
- ▽65歳以上の方。
- ▽60～64歳で心臓、腎臓、呼吸器の機能が免疫機能に身体障害者手帳1級程度の障害がある方(証明できるものが必要)。

予防接種の予約は直接、

## ノロウイルスにご注意

冬季に流行する感染性胃腸炎の主な原因は、ノロウイルスです。感染力が強く、食中毒の原因にもなります。ノロウイルスによる食中毒を防ぐため、次のことに注意しましょう。

● 005 FAX 228・8161



- ✓トイレの後や調理前、食前にはせっけんで丁寧に手を洗う。
- ✓カキなどの二枚貝を食べるときは、中心まで十分に加熱(85～90℃で90秒以上)する。
- ✓調理器具を使用した後は十分に洗浄し、熱湯や塩素系漂白剤で消毒する。



## 40～57歳の男性に 風しん予防接種

風しん予防接種を受ける機会がなかった次の方を対象に、無料で風しんの抗体検査と予防接種を行っています。

▽対象は市内在住で昭和37年4月2日～54年4月1日生まれの男性。

抗体検査を受けた結果、抗体が基準値に満たない方に対し、風しんの定期予防接種を行います。

受診方法や実施医療機関は、市ホームページ参照

● 005 FAX 228・8161

## 子どもに

## 麻疹風しん予防接種

今年度の対象者は次のとおり。

- ▽第1期 1歳児
- ▽第2期 小学校就学前1年間(平成25年4月2日～26年4月1日生まれ)

第1期の方は1歳の間に、第2期の方は3月31日までに契約医療機関で接種してください。この期間を過ぎると無料で接種できません(確定保険料)納入通知書(所得段階区分が第1～3段階に限る)や生活保護受給者証など証明できるものを提出してください。証明できるものを持っていない方は、保健センターが感染症対策課へ申請すれば、無料受診券を発行します。

接種後の申請は受け付けできませんので、必ず事前に申請してください。

● 005 FAX 228・8161

